

第 6612 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 1日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 複数の相続人がいる場合の相続税の申告書

Q : 相続人が複数いる場合で、別々に申告書を提出するときは、どのようにしたらいいのですか？

A : 次のようにします。

【解説】

相続税の申告書は、これまで財産を取得した相続人等が課税価格や相続税額を記載した申告書に印鑑を押して申告してきましたが、令和3年度の税制改正大綱において、税務書類関係における押印義務の見直しを行うこととされた趣旨を踏まえて、税制改正前であっても、税務関係書類に押印がなくとも改めて押印を求めないこととなり、相続税の申告書への押印についても同様に取り扱われることとなりました。

このため、2人以上の相続人等がいる場合で、別々に申告をするときは、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、共同して申告する相続人等は申告書第1表及び第1表(続)(第1表等)に記載して提出し、共同して申告書を提出しない相続人等は、別途申告書を作成して提出することとなりました。

なお、申告書第1表等について全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない相続人等の氏名及び金額を斜線で抹消する等して、その相続人等が共同申告しない相続人等であることがわかるようにしておく必要があります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】